

三田市市政への市民参加条例の改正について

＜経緯＞

三田市市政への市民参加条例（以下「条例」という。）に定めるまちづくり提案について、提案者の年齢要件の変更を行うほか、条例施行後、提案審査を行う中で、条例で定める提案対象が不明瞭であるため、市民にとって提案しづらいことが明らかになったことから、対象の明確化を図るため、条例及び施行規則を以下の内容で改正しようとするもの。

1 提案者の年齢要件の変更

平成 27 年 6 月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し（平成 28 年 6 月 19 日施行）、選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられた。

条例第 21 条第 1 項に規定するまちづくり提案は、その年齢要件を公職選挙法に準じて満 20 歳以上としたことから、同法改正に伴い満 18 歳以上に変更するのが適当であるため、条例改正を行う。

2 提案できる対象の明確化

まちづくり提案の対象は、条例第 21 条第 1 項において、「具体的なまちづくりに関する政策」と規定するのみで、現在、細則は設けておらず、より提案しやすい制度となるよう次のとおり筋道を整理し、提案できる対象の明確化を図ることとした。

(1) 次の①～⑥のとおり、まちづくり提案の対象外事項を条例で規定する。

① 条例第 7 条第 2 項各号に掲げるもの

条例は、まちづくり提案制度のほかに、市長は重要な計画や条例等の策定にあたって、市民意見を聴かなければならないという制度を設けている。その市民意見を聴かなければならない対象のうち、例外事項（市民の意見を聴くことが不適切である事項）を第 7 条第 2 項各号で列挙している。

まちづくり提案制度と市民意見を聴く制度の 2 つは直接関係はないが、条例の組み立て方として、市民意見を聴く制度における例外事項をまちづくり提案の対象事項とすることは不適切であることから、その例外事項を引用するもの。

具体的には次のア～オのとおり。

- ア 市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの
- イ 市長等の裁量の余地がないもの ⇒例：国・県の制度又は政策に関わるもの
- ウ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⇒例：市の人事・組織、事務手順
- エ 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの
- オ 緊急に行わなければならないもの

② 特定の個人又は団体の利益となるもの

⇒趣旨：条例第 5 条に、市民の責務として「市政へ参加しようとする者は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮するよう努める」と規定しており、これを受けて明記するもの。

⇒例：個人的な要望や地元要望、個人や団体に対する個別の金銭給付に関すること等

③ 条例の制定又は改廃に関するもの

⇒趣旨：条例の制定又は改廃については、地方自治法（第74条第1項）で、有権者総数の50分の1以上の署名をもって代表者が地方公共団体の長に請求することができるという制度があることから、10名の連署によって条例の制定・改廃そのものを対象とする提案は除外する。ただし、提案する政策の実施にあたって、結果的に条例整備が必要となる場合もあるが、それはまちづくり提案の対象とする。

④ 事業の実施にあたって、既に議会の議決を得たもの

⇒趣旨：予算計上された事業の執行に対して変更を求める提案は、対象外とする。

→注：毎年定期的に行われる事業についての改善提案は、基本的に今年度は予算の議決を経ているため認められないが、来年度以降に向けての提案なら認められる。

⑤ 当該まちづくり提案をしようとする日前5年間に、既にまちづくり提案があったもの

⇒趣旨：以前に同趣旨の政策がまちづくり提案として受理されている場合は対象としない。ただし、時間の経過と共に諸事情が変化することもあるので、一定期間経過後は再提案を認める。

⑥ 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するなど著しく不相当であると市長が認めたもの

(2) 上記対象外事項と合わせて、当該提案がまちづくり提案の対象となるか否かを審査し、提案者に対してその結果を理由を付して通知することを規定する。また、提案の名称、提案者代表者氏名、審査結果及び理由は公開とする。

(3) 提案者においてこの審査結果に不服があるときは、再度検討することを申し出ることができ、市は三田市市政への市民参加推進委員会の意見を聴いて再度検討しなければならないことを規定する。 ※提案に対する検討結果に不服があるときと同様の手続き。

3 スケジュール

	改正手続	庁内・市議会
5/10	市政への市民参加推進委員会 (諮問)	
5月中旬		経営会議（パブコメ前条例改正案） 市議会報告
6月	パブリックコメント（30日間） …6/1号広報	
7月中旬		経営会議（パブコメ結果、条例改正案の確定）、市議会報告
	議案締切（総務課）	
8月	9月議会開会（改正案提出）	

まちづくり提案事務処理のフロー（条例改正後）

